

重要無線通信回線の安全性をより一層確保するため、**障害なしの場合でも、一定のリスク(※)がある場合には免許人に対して高層建築物等に係る情報を提供します。**

※クレーン等の仮設物による影響の可能性がある場合、高層建築物等による遮蔽損失が発生する場合

【電波伝搬障害防止制度に関する手続きの流れ】

(1) 伝搬障害防止区域の指定

(2) 窓口での伝搬障害防止区域図の縦覧

(3) インターネットを利用した伝搬障害防止区域図の縦覧

(4) 高層建築物等に係る届出

高層建築物等が伝搬障害防止区域内にある場合「予定工事届」を提出。

(5) 伝搬障害の有無の通知

① 障害無しの場合

障害が発生しない場合はその旨通知。

※クレーン等の仮設物による影響の可能性がある場合は、併せて免許人の連絡先を通知

※クレーン等の仮設物による影響の可能性がある場合は、建築主等の連絡先を通知

新たに追加

② 障害有りの場合

障害が発生する場合はその旨通知。併せて工事請負人にもその旨通知。

当該高層建築物等に係る情報を通知

当該高層建築物等に係る情報を通知

(6) 建築工事の制限

通知を受けた日から2年間は障害原因部分に係る工事を制限。

(7) 当事者間の協議

必要な措置に関して協議。
※協議が調った時点で工事制限は解除

重要無線通信の無線局免許人

(8) 協議後の変更届等の提出

建築主

総合通信局